

重点地区まちづくり計画を検討する区域の指定（外環の2沿道富士街道北部地区）に関する意見書の要旨および区の見解について

重点地区まちづくり計画を検討する区域の指定（外環の2沿道富士街道北部地区）については、下記の日程で意見書の受付を行い、意見書が提出されました。

意見書の要旨とそれに対する区の見解は、以下のとおりです。

意見書受付等

- ・意見書受付期間：令和6年11月1日から同月22日まで
- ・意見書提出数：2通（2名）

	意見書の要旨	区の見解
1	<p>買収した土地の活用について</p> <p>「外環の2」沿道のまちづくりにおいては、長期間にわたり空き地が虫食い状態になっていく事実を前提として、検討していく必要がある。当面「外環の2」が開通しないのであれば、買収した土地はポケットパークや子供の遊び場等にして、有効活用してほしい。</p> <p>また、開通までの長期間には、社会の諸条件の変化があるかもしれない。そうした場合において、柔軟な対応や計画を進めるように期待する。</p>	<p>外環の2沿道においては、良好な住環境を保持しつつ、中層の集合住宅や沿道型の便利施設の立地を促すことを目指し、事業の進捗に合わせて、重点地区まちづくり計画を策定します。重点地区まちづくり計画策定後に社会情勢等の変化があった場合には、必要に応じて見直しを行っていきます。</p> <p>取得した外環の2の事業用地の維持管理については、事業者である東京都が判断するものですが、皆様からいただいたご意見はお伝えしてまいります。</p>
2	<p>区域の指定を反対することについて</p> <p>外環の2や補助第232号線の事業計画は、十分に住民の意見聴取をすることなく策定されたものであり、補助第232号線は事業認可の目途も立っておらず、この地域に含める理由はない。</p>	<p>外環の2は令和6年に東京都が事業認可を受け、これを機にまちづくりの検討を始めました。当該地区は外環の2のほかに、補助第232号線が計画されており、ともに沿道にふさわしい土地利用を促すため、重点地区まちづくり計画を検討する区域を指定し、まちづくりを進める必要があります。</p> <p>したがって、当該地区のまちづくりを検討するうえで、補助第232号線の沿道についても、検討していくことは極めて妥当であると考えます。</p>

3	より広く住民の意見を聞くことについて	
<p>重点地区まちづくり計画を検討する際には、まちづくり協議会のように外環の2等を前提にする意見のみを取り上げ、意見集約を行うことはせず、住民のまちづくりについての希望を広く聴取し、尊重することを求める。</p>	<p>重点地区まちづくり計画の策定に当たっては、まちづくり協議会での検討に加え、地域住民アンケートや説明会を行うなど、様々な方法で地域住民の方々の意向を聴取していきます。</p>	
4	意見書の提出方法について	
<p>意見書の提出方法を窓口持参、郵送に限定せず、メールも加えてほしい。また、郵送で提出する場合は、締切日消印のものを有効としてほしい。</p>	<p>意見書の提出方法については、令和7年度からオンライン化を図り、窓口持参、郵送に加え、パソコンやスマートフォンからの提出も可能とする予定です。</p> <p>また、意見書の提出に当たっては、民法第97条に規定する到達主義を採用しているため、事務手続上、締切日までに到達したものを有効としています。なお、まちづくりに関するお問い合わせについては、意見書の提出期間に関わらず、随時承っています。</p>	